

平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則及び平成26年改正給与条例附則第11項から第13項までの規定による給料に関する規則を廃止する等の規則をここに公布する。

平成30年3月30日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第13号

平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則及び平成26年改正給与条例附則第11項から第13項までの規定による給料に関する規則を廃止する等の規則

(平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則及び平成26年改正給与条例附則第11項から第13項までの規定による給料に関する規則の廃止)

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則（平成18年香川県人事委員会規則第7号）
- (2) 平成26年改正給与条例附則第11項から第13項までの規定による給料に関する規則（平成27年香川県人事委員会規則第2号）
(人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部改正)

第2条 人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則（昭和55年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>この規則は、昭和55年3月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、昭和55年3月1日から施行する。</u></p> <p><u>(事務局長に委任しない事務についての読み替え)</u></p> <p><u>2 第2条第22号中「定めること」とあるのは、当分の間、「定めること及び職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項第3号に規定する額を定めること」とする。</u></p>

（単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第3条 単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第55号）附則第16項の規定により読み替えられた給与条例第10条の2第2項に規定する3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、3万円とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。